

# 運営指導の主な指摘事項

## ファイリングについて

利用者Aのファイルに、利用者Bに関する情報がファイリングされていた事例がありました。また、最新の情報(介護保険証の写し、ケアプランや介護計画(個別サービス計画)等)がファイリングされていない事例がありました。

利用者に関する情報は個人情報になりますので、書類の管理には細心の注意を払うとともに、最新の情報を把握し、保管するようにしてください。

## 秘密保持について

従業者に対する秘密保持のための必要な措置について、講じられていない事例がありました。必要な措置の方法については、定められていませんが、秘密保持誓約書を取り交わす等が一例として考えられます。

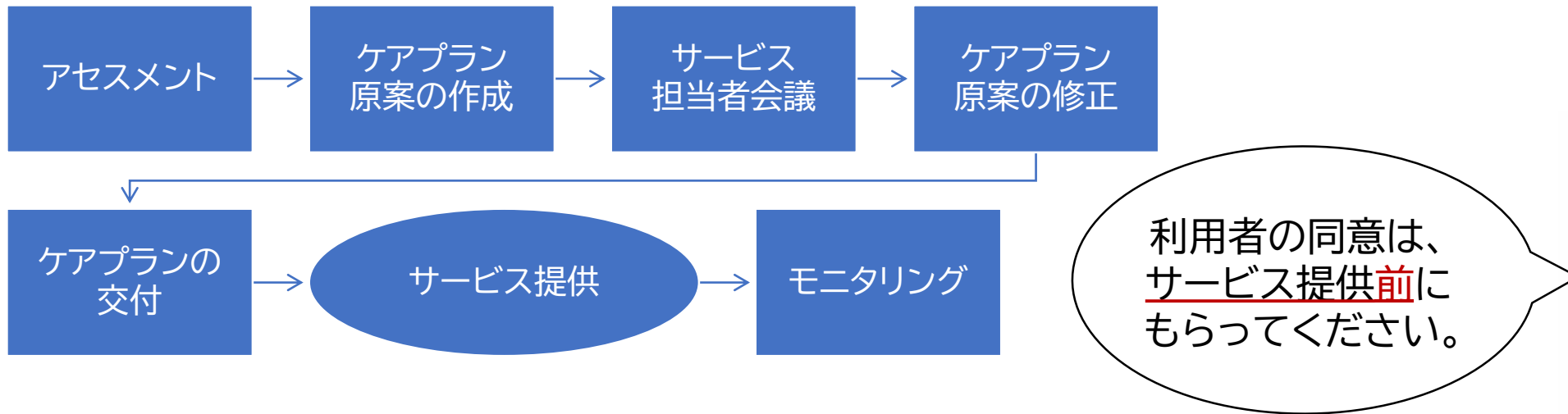
※就業規則に記載されている内容を雇用契約時に確認させている事例もありましたが、情報が流出した場合、事業者が責任を追及されかねませんので、雇用契約を結ぶときに事業者⇄従業者で秘密保持誓約書を取り交わすことが望ましいです。

## サービスの提供に関する記録の整備について

アセスメントやモニタリングの記録、介護計画(個別サービス計画)等サービスの提供に関する記録が整備されていない事例がありました。

サービスの提供に関する記録については、明確に記録に残すようにし、介護に関わる関係者(関係サービス)と密接な連携を取るよう心がけてください。

また、ケアマネジメントの順番が前後していたり、実施していない事例がありました。ケアプランは、以下のケアマネジメントの流れに沿って作成するようにしてください。



※ケアプランの作成日及び同意日は、サービス提供開始前、アセスメント以降となります。

## 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の開催について

運営推進会議等を開催していない事例がありました。

令和5年度以降、従来のとおり一堂に会する方法とし、原則<sup>(※)</sup>延期・中止は認めておりません。

利用者・市職員・地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として設置するものです。

**開催は義務**となっておりますので、必ず開催等の対応をお願いします。

未開催の事業所にあつては、運営指導の選出にあたり、考慮に入れさせていただきます。

運営推進会議	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	概ね6月に1回程度(年2回程度)
	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	概ね2月に1回程度(年6回程度)
介護・医療連携推進会議	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	概ね6月に1回程度(年2回程度)

※開催日において事業所内で新型コロナ陽性者がいる場合等、事業所内で一同に会することが困難である場合は、文書による情報提供・報告(書面開催)を認めております。該当の場合は、市にご連絡ください。

## 加算・減算について

介護報酬等について、適正な運用ができていない事例がありました。

加算は従来のサービスに対して質の高いサービスの提供をしている場合、  
減算は提供しているサービスが運営基準・人員基準等に定められる事項を満たせていない場合、  
適用されるものです。

加算を取得するためには、さまざまな要件が必要で、加算を算定している期間については、  
届出後も常に要件を満たしている必要があります。  
要件を満たさなくなった場合は、市に届け出るようにしてください。

また、基準を満たしていない場合も、減算として届け出る必要があります。



- ・算定要件をよく理解しないまま加算の届出をしていた場合
- ・基準を満たしていないのに減算で請求をしていない場合

⇒ 適正な運用ができておらず、返還等が生じる場合があります。

内容や算定要件をよく理解したうえで、適正な運用をしていただきますよう、お願いします。

## 研修の機会の確保について

従業者の資質の向上のための、研修の機会を設けていない事例がありました。

研修の機会を確保することは義務付けられていますので、きちんと計画を立てて、従業者が研修を受講できるようにしてください。

※研修の実施記録が確認できない事例がありました。受講証明書やそれに類する書面の保管等が一例として考えられますが、受講証明書等が発行されない研修の場合は、申込書を保管したり、台帳等を作成し受講に関する記載を残すようにしてください。

### 参考

## 令和6年度から義務化になる要件について

令和5年度中の運営指導では、努力義務期間中のため、指摘はしていませんが、令和6年度以降の運営指導では、義務化となっている要件になります。

- ・虐待の防止
- ・業務継続計画(BCP)の策定等
- ・感染症の予防及びまん延の防止
- ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講